

規制改革実施計画(抜粋)(令和7年6月閣議決定)

圧縮水素の貯蔵量上限の緩和

水素の社会実装に向けて、両省が連携して上限規制の適用を除外するために満たすべき高压ガス保安法等の保安基準及びこれを前提とした建築基準法における措置について検討を進め、令和7年度中を目途に結論を得て、当該結論に基づき速やかに措置を講ずる。

R7年度末までに結論

経産省における検討(概要)

有識者委員会において、圧縮水素貯蔵施設に対する高压ガス保安法令での保安基準を検討

【保安基準の考え方】

- ・敷地外に対し影響を及ぼさない
- ・敷地内の不特定多数の者に対し影響を及ぼさない

連携

国交省における検討(概要)

有識者検討会において、経産省委員会における検討内容を踏まえ、安全性について経産省にフィードバックしつつ議論するとともに、交通、騒音等市街地環境への影響とその対応について検討

【対応の考え方】

- ・経産省委員会で検討中の保安基準案に適合するものは、貯蔵量に関わらず安全性が確保される
- ・交通、騒音等への悪影響が生じないと考えられる

経産省の今後の対応(予定)

検討結果に基づき、高压ガス保安法令に基づく保安基準(例示基準等)を整備予定

連携

国交省の今後の対応(予定)

検討結果に基づき、圧縮水素貯蔵施設に対する建築基準法に基づく貯蔵量上限規制を適用除外するための制度上の措置を実施予定

※整備予定の高压ガス保安法令に基づく保安基準により許可・届出を受ける貯蔵施設等を対象

特区提案自治体での個別計画事例

※R7年度提案自治体との打合せより

■北海道・札幌市

商業施設敷地内で圧縮水素を貯蔵し、燃料電池で電力変換して商業施設へ電力供給する計画。

※既存の商業施設(現在、現行の規制値内で圧縮水素を貯蔵)において、貯蔵庫を建て直し、貯蔵量を増やす予定。

【用途地域】

近隣商業地域

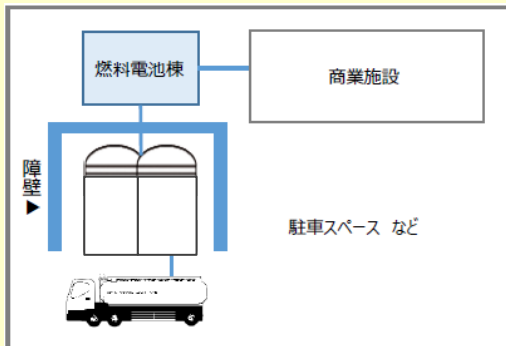
【想定貯蔵量】

約2,000m³

【スケジュール】

許可取得:R9年度

整備:R9年度



(イメージ図(国交省にて一部加工))

■福島県・浪江町

浪江駅周辺でのエネルギーセンター建設を計画。圧縮水素を貯蔵したエネルギーセンターから、燃料電池や排熱利用設備で電力・熱エネルギーを生成し、浪江駅周辺の区域へ供給する計画。

【用途地域】

第一種住居地域

【想定する貯蔵量】

約5,000m³

【スケジュール】

許可取得:R8年度

整備:R9-10年度



(参考イメージ:いこいの村なみえ)

※各自治体に対し、国交省から協力・助言。

(参考:貯蔵量の上限規制の適用除外に係る先行事例)

高圧ガス保安法に基づく保安基準に適合する都市型圧縮水素スタンドについて、建築基準法に基づく圧縮水素貯蔵量の上限規制を適用除外(平成26年6月)

	第1・2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 田園住居地域	第2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域	準工業地域	工業地域 工業専用地域
圧縮ガスの貯蔵量の上限規制	原則×	350m ³ 以下	700m ³ 以下	3,500m ³ 以下	○(上限無し)
都市型圧縮水素スタンド	原則×	○*	○*	○*	○(上限無し)

* 告示基準に適合するもの(一般高圧ガス保安規則第7条の3第2項各号に掲げる基準(都市型圧縮水素スタンドの技術基準)に適合するものとして高圧ガス保安法第5条第1項の許可を受けたもの)に限り、貯蔵量の上限規制を適用せずに建築可能